

武蔵野市第三次男女共同参画計画（案）に対するご意見と市の考え方

1 募集概要

- (1) 周知方法：パブリックコメント募集について市報12月15日号、市HP、まなこ89号に掲載。「武蔵野市第三次男女共同参画計画（案）冊子」をむさしのヒューマン・ネットワークセンター、市政センター、図書館、コミュニティセンター他に閲覧・配布。
- (2) 募集方法：電子メール、FAX、郵送のいずれか。
- (3) 募集期間：平成25年12月15日～平成26年1月6日
- (4) 応募状況：4人（26件） 電子メール（3）／FAX（1）

2 意見の要旨及び取り扱い方針

NO	パブリックコメント(要旨)	取り扱い方針
1	<p><基本理念・基本視点・基本目標> 「男女が、社会の対等な構成員として」の文言が初めて明記されたことを評価します。男女共同参画社会基本法の第二条、(定義)のところでは、男女共同参画社会の形成に、しっかり記述されていますが、武蔵野市のいままでの計画の基本理念では、この部分が非常にあいまいでした。</p>	<p>男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき、国及び都の計画を参考に今後5か年の本市の取り組み方針及び事業体系を示しています。また、計画の進捗状況を点検評価する際の指標とし数値目標を設定しています。</p>
2	<p><基本理念・基本視点・基本目標> 「～していく」—のではなく「～する」と断言していることやプランづくり、成果の検証、課題解決を一体化して取り組んでいこうとしていること。また、目標のテーマが明確になり、一目で内容が把握できるよう設定されていることを評価します。</p>	
3	<p><全体的に> 国、都の動向をしっかりふまえて計画を立てていること、これまでの計画にはなかった施策がいくつも盛り込まれたことを評価します。</p>	
4	<p><全体的に> 新規の項目が多く、期待が持てます。図書館における情報の提供、地域企業に対する新たな取り組み、地域防災への女性の参画、相談窓口業務の充実、心身に傷を負った女性に対するメンタルケアの検討や連携・支援、ひとりで子育てをする家庭への支援を総合的に行うための計画策定、イベントや講座などをやりっ放しにしないためのフォローアップ支援など、新しくきめ細かい施策が展開されています。これらが本当に実行され、成果が検証されて課題解決の一助になったとき、名実ともに「住みたいまちNo.1」の武蔵野市になることと思います。</p>	<p>本計画は多くの分野にわたりますが、関係課や関係機関との連携を図り、男女共同参画庁内推進会議や男女共同参画推進委員会において進捗状況を検証し、取り組んでいきます。</p>
5	<p><市民意識調査> 第二次計画には、市民意識調査の充実が書かれていたが今回言及がありません。調査の継続実施は保証されるのでしょうか？</p>	<p>次期計画策定時に合わせ、市民ニーズの把握及び本計画の数値目標（認知度）の達成度を把握するため、市民意識調査を実施します。</p>

NO	パブリックコメント(要旨)	取り扱い方針
6	<p><基本目標Ⅰ—1(1)男女共同参画の意識啓発> 「図書館における情報提供」が盛り込まれたのはとても良い。図書館の役割は世界中で見直しが進み、より積極的に住民と関わって、啓蒙教育のみならず福祉や防犯でも重要になりつつあります。図書館との連携は、男女共同参画の窓口を大きく広げるものとなります。</p>	<p>図書館は、多様な情報資料が蓄積され、地域の情報拠点となっています。図書館の持つ情報資産の有効活用とともに、幅広い年代の人が集う場を生かし、様々な情報を提供していきます。</p>
7	<p><基本目標Ⅰ—1(1)男女共同参画の意識啓発> 男女共同参画の意識づくり(1)の3国際的理解を深めるための取り組みに「他自治体の取り組みを紹介」ということもあったらと思います。</p>	<p>男女共同参画に関する意識啓発に関して、本市関連機関を始め他自治体の先進的な取り組みも参考にして進めています。</p>
8	<p><基本目標Ⅰ—2(1)男女平等教育の推進> 放課後施策への言及がありません。教室では教諭は性別の強化を指導しないだろうが、放課後のあそべえでは、男女の区分けを強調する傾向(男だから何々で遊ぶ、女だから何々はしない、というように)が見受けられます。あそべえの先生は熱心に職務を遂行しておられるが、事故のないようにとの保守の配慮が先立つことであるし、また啓発の研修機会も少ないのではないのでしょうか。学校と家庭の間でも男女共同参画施策がほしいと思います。</p>	<p>地域子ども館あそべえ事業は、地域の方々がボランティアに参画していただき、実施している事業です。スタッフに対して子どもの接し方等について研修を行っておりますので、その際、男女共同参画の視点も含めて、研修を行うように努めます。</p>
9	<p><基本目標Ⅰ—2(1)男女平等の視点に立った学校教育の推進> 人権教育、道徳教育について触れられているが、上からの押し付けでなく大人が身をもって示せる環境が望ましい。昨年のスポーツ祭では市内で障がい者スポーツが開催され「お・も・て・な・し」の文字が街にあふれました。しかし実際は障がい者が道を歩いても避けもせず、ぶつかっても知らん顔、バスでも席を譲らない、そんなことが当たり前では学校教育は生きない。おもてなしの基本は人権尊重だと思います。</p>	<p>ご指摘の通り、子どもたちは大人の姿を見て人としての正しい生き方を学ぶ場面が数多くあります。学校教育においては、人権教育や道徳教育について、様々な場面で児童・生徒が自ら考え、自分の行動と照らし合わせてその大切さを学ぶように指導を工夫しております。そのため、すぐには望ましい行動がとれない場合もありますが、丁寧に繰り返し心を育ててまいります。</p>
10	<p><基本目標Ⅰ—3(1)メディア・リテラシーの向上> 「メディア・リテラシーを高める学習や講座の開催」について、メディア・リテラシーとは何でしょうか。カタカナ語では分かりにくいです。</p>	<p>メディア・リテラシーは、メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力を言います。本計画の用語説明に追加記載します。</p>
11	<p><基本目標Ⅱ—2(1)地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進> 地域企業への働きかけを、担当課だけでなく生活経済課と共同で行うのは良い。今度こそ効果があがることを期待します。</p>	<p>男女共同参画社会の実現は、企業の理解・協力が必要になりますので、関係課や関係機関と連携を図り、情報提供など市内企業に働きかけていきます。</p>
12	<p><基本目標Ⅱ—4(1)政策・方針決定の場への女性の参画の促進> 専門性のある女性人材、囑託等の不安定な身分でなく責任ある立場でおおいに活用して欲しいと思います。</p>	<p>市の審議会等において、各分野の専門性のある女性人材の活用を図り、女性委員の割合を高めることで男女共同参画の視点が反映できるよう環境を整えるよう努めていきます。</p>

NO	パブリックコメント(要旨)	取り扱い方針
13	<p><基本目標Ⅱ—4(3)女性の地域活動への参加促進> 「地域防災への女性の参画」は、すでに少し進んでいるので、より具体的な施策に踏み込まないと、意味をなさないのでないでしょうか。防災計画修正案検討専門委員会に女性委員が参加したし、消防団に女性団員の入団がありました。もとより地域の防災は高齢女性が担っています。手引き更新などの際にも女性を入れるぐらいはするでしょう。それがきちんとプレゼンスを発揮するかどうかは、防災の分野においては、残念ながら疑わしい。女性の参画でよいものができたのか、評価を行う仕組みにできないでしょうか。</p>	<p>地域防災計画(修正)において、女性の参画を明確に位置付け、重点的な課題として女性の視点に立った対策への取り組みを記載しています。具体的には、避難所運営、物資の配布、心のケア、思いやりルーム開設、施設整備、備蓄品の選定及び治安・防犯など、あらゆる場面で女性の視点を取り込んだ対策を推進します。また、庁内推進会議を設置し、地域防災計画全体の進捗や評価を行うことを検討しています。</p>
14	<p><基本目標Ⅱ—4(3)女性の地域活動への参加促進> 女性の地域活動への参画促進だが、現状は平日時間の取れる偏った年代の市民が多いのではないのでしょうか。それは基本施策5の男性の参画促進と繋がっていますが、仕事に時間が取られる場合、母親でもPTA活動参加は難しいと思います。学校によってはさまざまな工夫もあると思いますが、保育園や学童クラブの父母会では父親の参加も多かったように思います。そんなことが参画促進の参考になればいいと思います。これはワーク・ライフ・バランスという問題にぶつかります。余裕のある働き方は、(特に)民間では著しく難しいという現実が、周りには多くあると思います。</p>	<p>PTA活動については、保護者の皆様ご協力いただいています。PTAの話し合い等について、開催時刻を夜にすれば男性の参加を促せるという考え方もありますが、女性からは、夕飯の支度に間に合う時間までに終わりにしてほしいというご意見もいただいています。このようなご意見をもとに各学校で、できるだけ負担のかからない形で工夫しています。</p>
15	<p><基本目標Ⅲ> 基本目標にある「人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち」、これは究極の平和、おおいに期待しています。</p>	<p>人権の尊重は本計画の理念に掲げるとともに、基本目標Ⅲ—1を「配偶者暴力対策基本計画」として位置づけ、関係機関と連携し取り組みます。</p>
16	<p><基本目標Ⅲ—1(2)相談事業の充実> むさしのヒューマン・ネットワークセンターが配偶者暴力に関する相談に関わる方向付けを入れたのはとてもよい。被害者に対して間口を広くし、より踏み込んだ支援が可能になります。</p>	<p>むさしのヒューマン・ネットワークセンターの移転に合わせて、市民からの配偶者暴力等の相談機能の充実を図るよう検討していきます。</p>

NO	パブリックコメント(要旨)	取り扱い方針
17	<p><基本目標Ⅲ—3(2)高齢者・障害者の孤立防止等への支援> 虐待防止の対策の推進について。事業番号82番では、介護される側を虐待の被害者としてみていますが、介護する側が暴力の被害者となっている事もあると思います。以前「まなこ」で介護についての特集があった際、「夫を介護していますが、腕力で訴えてくるのでこわいです。」との一文が掲載されました。36番・38番や51～73番の事業と合わせて考えておられるのが読みとれませんでした。</p>	<p>高齢者や障害者の虐待では、必ずしも介護される側だけが被害者ではなく、実際に介護者である妻を保護した事例もあります。必要なのは、虐待者・被虐待者それぞれに関わって、原因を解明し問題を解決していくことであり、例えば「まなこ」のようなケースも、36番の体制によって相談・情報提供し、妻の介護負担の軽減につながるサービス提供の検討とともに暴力行為が病気からくるものであれば治療につなげる等の対応ができると考えます。また、38番の家族介護支援の情報提供の中でも、同様の情報提供やそこから相談につなげていくことも可能です。</p> <p>なお、夫婦間の暴力の場合、高齢者・障害者に関する法だけではなく配偶者暴力防止法による対応・保護施設の利用等も可能ですので、対象者の方にとって、より良い制度を利用して対応をしているところです。</p>
18	<p><基本目標Ⅲ—3(3)性同一性障害のある人などへの支援> セクシュアル・マイノリティへの言及が初めて登場し、可視化へ向けて踏み出したことを評価します。講座をセンターで開催するのはとてもよい施策であるが、これは「継続」ではなく「新規」ではないでしょうか。</p>	<p>むさしのヒューマン・ネットワークセンターで人権尊重等各種講座を実施してきましたが、セクシュアル・マイノリティをテーマとした講座は新規取り組みとなりますので、「新規事業」に修正します。</p>
19	<p><基本目標Ⅲ—3(3)性同一性障害のある人などへの支援> 性的マイノリティにある成人や子どもに対しての支援は、(誰にも相談できない、できにくかった人々にとって)需要が高まる可能性があります。85,86の施策は特に重要です。</p>	<p>性的マイノリティの人々を含め市民一人ひとりが、互いに人権を尊重し合い、自分らしく生きることができるようまちづくりをめざし、関係各課と連携し理解啓発等に努めます。</p>
20	<p><基本目標Ⅲ—4(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発> リプロダクティブ・ヘルス/ライツへの言及が登場したのを評価します。性の自己決定権は意味を広げつつあり、無視することは社会の変動から目を背けることになります。</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)は、女性の生涯にわたる健康施策にとって重要な概念で、男女共同参画社会を進めるうえで重要な視点であり、正しい理解を深めるよう努めます。</p>

NO	パブリックコメント(要旨)	取り扱い方針
21	<p><基本目標Ⅳ―1 (3) ヒューマン・ネットワークセンターの拡充> ヒューマン・ネットワークセンターの拡充については男女共同参画推進の拠点として、おおいに進めてほしいと思います。開催される講座について、その進行運営にはスキルが必要と思います。講師を押しつけて演説してしまうような参加者もいますが、参加者が平等に意見の言える場をつくって欲しいと期待します。また講座修了者のフォローアップ支援については、講座を受けっぱなしでなくワークショップのような形式で意見交換する場を設定していただけたらと思います。こうしたスタッフの育成も期待します。</p>	<p>むさしのヒューマン・ネットワークセンターが開催する各種講座では、テーマに応じてワークショップ・質疑応答など講座内容を工夫しており、また、復職応援セミナーなど講座修了者向けフォローアップの実施しています。今後、男女共同参画の拠点施設として市民のエンパワーメントをより高めることができるよう取り組みます。</p>
22	<p><基本目標Ⅳ―1 (4) 男女共同参画情報誌等の発行> 事業番号 102 について、市民が編集する「まなこ」の記者がヒューマン・ネットワークセンターの専門性を活用できるようになれば、互いの情報が共有され、研鑽されて、さらに充実した「まなこ」発行につながると思います。</p>	<p>男女共同参画情報誌「まなこ」は市民による編集を特色としていますが、市民の視点を生かしながら、編集委員の研修などを通じてむさしのヒューマン・ネットワークセンターと連携を図るなど専門性をより高めるように努めます。</p>
23	<p><基本目標Ⅳ―1 (4) 男女共同参画情報誌等の発行> 「まなこ」についてヒューマン・ネットワークセンターの専門性を活用できるよう…とあるが大いにすすめて欲しいと思います。また編集スタッフには継続して関わる専門スタッフを加え、レベルアップを図ることも必要ではないでしょうか。まなこ読者を広げる、知ってもらおうという目的のためにはサポーターという制度でなく、別のやり方があるのではないのでしょうか？市民の力の活用を考えて欲しい。読者の意見交換の場を設けるとか…しかしペットボトルの飲み物など用意する必要はない。男女共同参画とは女性も男性も「生き方」をしっかりと「考える」ことだと思います。少子高齢化のこれからの時代を生きる私達にとって「資源を大切に」は無視できないキーワードです。</p>	<p>男女共同参画情報誌「まなこ」のレベルアップについては、市民編集を基本にしつつ、むさしのヒューマン・ネットワークセンターと連携を図るなど専門性をより高めるように努めます。また、「まなこ」サポーターは読者モニターとして、意見や市民情報を提供していただくとともに知人にも広めていただいています。平成 25 年度男女共同参画フォーラムで「まなこちょこっとトーク」を開催するなど「まなこ」の認知度を高めるよう工夫していきます。</p>
24	<p><基本目標Ⅳ―2 (1) 男女共同参画基本条例（仮称）の制定検討> 男女共同参画基本条例についてより進んだ文言での言及を評価する。具体的に進めていきたい。</p>	<p>男女共同参画基本条例（仮称）制定は第二次男女共同参画計画からの継続課題で、各種施策の法的根拠となるものです。男女共同参画推進団体等との連携を図り、市民理解を深めるなど具体的に取組みを進めます。</p>
25	<p><基本目標Ⅳ―2 (1) 男女共同参画基本条例（仮称）の制定検討> 男女共同参画基本条例（仮称）が制定にむけての検討になったことは重要なことです。法的な裏付けがあるのとないのでは、計画自体が計画倒れになる可能性がありますから。</p>	
26	<p><基本目標Ⅳ―2 (1) 男女共同参画基本条例（仮称）の制定検討> 事業名 104 「市民・有識者を含む検討会の設置」について、区分が「継続」になっています。市の組織の中で、どのような検討会がいつ設置され、どのような内容がいままでに検討されてきたのでしょうか。情報の公開を切望します。</p>	<p>男女共同参画基本条例（仮称）検討会については、これまで設置されていません。第三次計画期間中に検討会を設置する予定ですが、第二次男女共同参画計画からの継続事業として位置づけているため、区分を「継続」にしています。</p>